

関西電力金品受領問題等を踏まえた報告書（追加）の提出

2020年4月30日
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社（以下「両社」）は、関西電力株式会社（以下「関西電力」）の役職員による金品受領等の事案に関する類似事案の有無につき、2020年4月21日付けで経済産業大臣より電気事業法第106条第3項に基づく報告徴収を受けました。

これを受け、両社は本日（4月30日）、役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等、関西電力に類似する事案はなかった旨の報告書を取りまとめ、経済産業大臣に報告しましたので、お知らせいたします。

今後も、より一層のコンプライアンスの徹底に向けた不断の取組みを図ってまいります。

【添付資料】

- ・「電気事業法第106条第3項の規程に基づく報告」（北陸電力株式会社）
- ・「電気事業法第106条第3項の規程に基づく報告」（北陸電力送配電株式会社）

（参考：4月17日報告）

- ・「電気事業法第106条第3項の規程に基づく報告」（北陸電力株式会社）
- ・「電気事業法第106条第3項の規程に基づく報告」（北陸電力送配電株式会社）

以 上

総務第2号
2020年4月30日

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊

「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」（令和2年4月21日）に対して、別紙のとおり報告いたします。

なお、本報告につきましては、2020年4月30日開催の取締役会に報告予定であります。

2020年4月30日
北陸電力株式会社

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

(1) 役職員による金品受領の有無および不適切な工事発注・契約の有無

当社は、2019年10月に、現役役員、現役執行役員および原子力担当の幹部(計28名。当社グループに在籍するOBを含む。)を対象に、金品受領の有無および不適切な工事発注・契約の有無について調査を実施し、該当するものがないことを、2020年4月17日に経済産業大臣に報告いたしました。

今回の報告徴収を受け、以下内容にて改めて調査を実施いたしました。

①対象者への調査

a. 実施主体 : コンプライアンス推進委員会

b. 対象期間 : 10年間(2010年度~2019年度)

c. 対象者 : 50名

[内訳] (i)前記(1)以外の、過去10年間の役員経験者: 18名

(ii)前記(1)以外の、原子力・火力・水力・土木・資材・送配電部門の、工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員および過去10年間の当該役職員経験者: 21名(※1)

(iii)前記(1)のうち、現役役員および過去10年間の役員経験者: 11名(※2)

(※1) 工事発注・契約に係る実質的かつ最終的な権限を有する部長級を指し、当該役職員による決裁のない限り工事発注・契約は履行されない。

(※2) 関西電力第三者委員会による報告(2020年3月14日)および電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を踏まえ、改めて調査対象とした。

d. 回答者数: 50名(回答率100%)

e. 調査方法: コンプライアンス推進委員会の委員である社外弁護士および同委員会事務局による面談および電話による聞き取り

f. 質問内容:

- ・役職員による金品受領の有無
- ・不適切な工事発注・契約の有無

g. 調査結果

調査の結果、当該役職員による儀礼的な範囲を超える金品等の受領をはじめ、事前の情報提供や発注約束、不適切な特命発注といった不適切な工事発注・契約はありませんでした。

②内部通報窓口等の記録に係る調査

過去10年間において、内部通報窓口であるコンプライアンス推進委員会に通報のあった事案、および通報以外でコンプライアンス上の疑義があった事案の記録全数について、コンプライアンス推進委員会事務局にて確認した結果、該当する事案はありませんでした。

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

過去10年間において、当社は1度、2018年4月1日に一部お客さまへの電気料金の値上げの実施にあたり、役員報酬を減額いたしました。

関西電力第三者委員会による報告の報道を受け、常勤監査役が2020年3月に、役員就退任の人数と報酬額との相関を確認するなどの特別調査を実施し、料金値上げ時の役員報酬減額を補填した痕跡がないことを確認して、同月の監査役会に報告いたしました。

以上のとおり、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填は行っておりません。

なお、会長および社長に対しても、社外弁護士による聞き取り調査を実施し、減額の補填がなかったことを確認いたしました（当該値上げ以降、会長および社長の交代は行われておりません）。

以 上

品 管 第 6 号
2020 年 4 月 30 日

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘一

「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」（令和2年4月21日）に対して、別紙のとおり報告いたします。

2020年4月30日
北陸電力送配電株式会社

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

(1) 役職員による金品受領の有無および不適切な工事発注・契約の有無

2019年10月に、現役役員および現役執行役員らを対象に北陸電力株式会社(以下「北陸電力」)で実施した調査^{<注>}では、送配電事業に関わる者4名において該当するものがないことを、2020年4月17日に経済産業大臣に報告いたしました。

今回の報告徴収を受け、以下内容にて改めて調査を実施いたしました。

<注> 分社前であり、当時は、北陸電力の一組織(送配電事業本部)として実施。

①対象者への調査

- a. 実施主体 : コンプライアンス推進委員会
- b. 対象期間 : 10年間(2010年度~2019年度)
- c. 対象者 : 10名(分社前の北陸電力の送配電部門を対象)
 - [内訳] (i)前記(1)以外の、過去10年間の役員経験者:2名
 - (ii)前記(1)以外の、送配電部門の工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員および過去10年間の当該役職員経験者:6名(※1)
 - (iii)前記(1)のうち、現役役員および過去10年間の役員経験者:2名(※2)
- (※1) 工事発注・契約に係る実質的かつ最終的な権限を有する部長級を指し、当該役職員による決裁のない限り工事発注・契約は履行されない。
- (※2) 関西電力第三者委員会による報告(2020年3月14日)および電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を踏まえ、改めて調査対象とした。
- d. 回答者数:10名(回答率100%)
- e. 調査方法:コンプライアンス推進委員会の委員である社外弁護士および同委員会事務局による面談および電話による聞き取り
- f. 質問内容:
 - ・役職員による金品受領の有無
 - ・不適切な工事発注・契約の有無
- g. 調査結果
調査の結果、当該役職員による儀礼的な範囲を超える金品等の受領をはじめ、事前の情報提供や発注約束、不適切な特命発注といった不適切な工事発注・契約はありませんでした。

②内部通報窓口等の記録に係る調査

過去10年間において、内部通報窓口であるコンプライアンス推進委員会に通報のあった事案、および通報以外でコンプライアンス上の疑義があった事案の記録全数について、コンプライアンス推進委員会事務局にて確認した結果、該当する事案はありませんでした。

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

過去10年間において、北陸電力は1度、2018年4月1日に一部お客さまへの電気料金の値上げの実施にあたり、役員報酬を減額いたしました。

関西電力第三者委員会による報告の報道を受け、北陸電力常勤監査役が2020年3月に、役員就退任の人数と報酬額との相関を確認するなどの特別調査を実施し、料金値上げ時の役員報酬減額を補填した痕跡がないことを確認して、同月の北陸電力監査役会に報告いたしました。

なお、本年4月1日に創立した当社では、これまで退任した役員はおりません。

以上のとおり、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填は行っておりません。

以 上

総 務 第 1 号
2020年4月17日

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町15番1号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊

「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」（令和2年4月6日）に対して、別紙のとおり報告いたします。

2020年4月17日
北陸電力株式会社

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

(1) 当社は、2019年10月2日に関西電力株式会社（以下「関西電力」）が社内調査報告を公表したことを受け、当社として企業倫理・法令遵守の徹底を図る観点から、コンプライアンス推進委員会において、同様な事案の有無について、現役役員（業務を執行する者）および原子力担当の幹部（16名。当社グループに在籍するOBを含む。）を対象に、社外弁護士による聞き取り調査を実施し、2019年10月16日開催の同委員会にて調査結果を以下のとおり確認いたしました。また、上記を除く現役執行役員（12名）につきましても、コンプライアンス推進委員会事務局において、同様の聞き取り調査を実施いたしました。

① 役職員による金品受領

現役役員、現役執行役員および原子力を担当する幹部においては、地元事業者等からの儀礼的な範囲を超える金品等の受領はありませんでした。また、儀礼的なものであっても、地元事業者への発注に影響はありませんでした。

② 不適切な工事発注・契約

志賀原子力発電所の土木工事については、地元事業者を最大限活用していますが、工事の工量・単価の決定は社内ルールに基づき適切に行われており、不適切な金銭の流れはなく、また、地元事業者に対し、事前に工事発注を約束することや、事前に工事発注に関する情報提供は行っておりません。

上記確認結果につきましては、2019年10月度取締役会にて報告いたしました。

その後、10月から11月初めにかけて、改めて全役員・全従業員を対象に取引先等からの中元・歳暮・祝い等贈答品の受領実績を調査のうえ、これまで受領があった取引先等については今後、辞退することを周知徹底いたしました。

③ 役員報酬に対する補填

退任した役員に対し、在任中の報酬減額の補填を行うことは、一切行っておりません。

(2) 本件事案発覚後の当社の取組み状況と今後の計画

① 本件事案発覚後の当社の取組み状況

関西電力の役職員による金品受領等の事案を踏まえ、当社として企業倫理・法令遵守の徹底を図る観点から、取引先からの贈物や接待を受ける際のルールを明確化するため、2019年11月5日に、当社の役員および従業員のコンプライアンスに係る行動規範を一部改正し、取引先等からの贈物（中元・歳暮・祝い等）は今後受け取らないことといたしました。（今後受け取らないことについては、2019年10月31日の第2四半期決算発表時にて、社長より表明）

行動規範の改正後速やかに、社内、グループ会社に周知するとともに、ホームページにて公表し、(1)②で述べた通り、これまで贈答品を受け取っていた取引先等に対しては、当社より、今後は贈答品の受け取りを一切遠慮する旨の案内（案内文の持参または郵送）を行いました。

（以上、2019年11月度取締役会にて報告）

また、全役員・全従業員に対し、一層のコンプライアンス意識の徹底をメールマガジン等により周知いたしました。

② 今後の計画

関西電力第三者委員会報告書（2020年3月14日）および同社の業務改善計画（2020年3月30日）の内容を精査するとともに、今後の関西電力の対応や電気事業連合会の企業倫理等委員会での議論も踏まえながら、適宜、行動規範等のコンプライアンスに関する施策への反映の必要性について、コンプライアンス推進委員会（至近の開催予定：2020年4月24日）等で検討してまいります。

（以上、2020年3月度取締役会にて報告）

当社といたしましては、今後も、より一層のコンプライアンスの徹底に向けた不断の取組みを図ってまいります。

以 上

品 管 第 5 号
2020 年 4 月 17 日

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘一

「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」（令和2年4月6日）に対して、別紙のとおり報告いたします。

2020年4月17日
北陸電力送配電株式会社

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告

- (1) 2019年10月2日に関西電力株式会社(以下「関西電力」)が社内調査報告を公表したことを受け、北陸電力株式会社(以下「北陸電力」)^{<注1>}では企業倫理・法令遵守の徹底を図る観点から、コンプライアンス推進委員会において、同様な事案の有無について、現役役員ら16名(うち送配電事業に関わる者は2名)を対象に、社外弁護士による聞き取り調査を実施し、2019年10月16日開催の同委員会にて調査結果を以下のとおり確認いたしました。また、上記を除く現役執行役員12名(うち送配電事業に関わる者は2名)につきましても、コンプライアンス推進委員会事務局において、同様の聞き取り調査を実施いたしました。

<注1> 送配電事業の分社前であり、当時は、北陸電力の一組織(送配電事業本部)として実施。

① 役職員による金品受領

上記の送配電事業に関わる者4名においては、地元事業者等からの儀礼的な範囲を超える金品等の受領はありませんでした。また、儀礼的なものがあったとしても、取引先への工事発注に影響はありませんでした。

② 不適切な工事発注・契約

工事の工量・単価の決定は社内ルールに基づき適切に行われており、不適切な金銭の流れはありませんでした。また、地元事業者に対し、事前に工事発注を約束することや、事前に工事発注に関する情報提供は行っておりません。

上記確認結果につきましては、2019年10月度北陸電力取締役会にて報告いたしました。

その後、10月から11月初めにかけて、改めて全役員・全従業員を対象に取引先等からの中元・歳暮・祝い等贈答品の受領実績を調査のうえ、これまで受領があった取引先等については今後、辞退することを周知徹底いたしました。

③ 役員報酬に対する補填

本年4月1日に創立した当社では、これまで退任した役員はおりません。

- (2) 本件事案発覚後の当社の取組み状況と今後の計画

① 本件事案発覚後の当社の取組み状況

関西電力の役職員による金品受領等の事案を踏まえ、北陸電力^{<注2>}では企業倫理・法令遵守の徹底を図る観点から、取引先からの贈物や接待を受ける際

のルールを明確化するため、2019年11月5日に、役員および従業員のコンプライアンスに係る行動規範を一部改正し、取引先等からの贈物（中元・歳暮・祝い等）は今後受け取らないことといたしました。（今後受け取らないことについては、2019年10月31日の北陸電力第2四半期決算発表時にて、北陸電力社長より表明）

行動規範の改正後速やかに、社内、グループ会社に周知するとともに、ホームページにて公表し、(1)②で述べた通り、これまで贈答品を受け取っていた取引先等に対して、今後は贈答品の受け取りを一切遠慮する旨の案内（案内文の持参または郵送）を行いました。

（以上、2019年11月度北陸電力取締役会にて報告）

また、全役員・全従業員に対し、一層のコンプライアンス意識の徹底をメールマガジン等により周知いたしました。

〈注2〉 送配電事業の分社前であり、当時は、北陸電力の一組織（送配電事業本部）として実施。

② 今後の計画

関西電力第三者委員会報告書（2020年3月14日）および同社の業務改善計画（2020年3月30日）の内容を精査するとともに、今後の関西電力の対応や電気事業連合会の企業倫理等委員会での議論も踏まえながら、適宜、行動規範等のコンプライアンスに関する施策への反映の必要性について、コンプライアンス推進委員会^{〈注3〉}（至近の開催予定：2020年4月24日）等で検討してまいります。

（以上、2020年3月度北陸電力取締役会にて報告）

〈注3〉 北陸電力が設置する本委員会には、送配電事業の分社後も引き続き当社役員が参画。

また、当社では、送配電等業務における行為規制を遵守し、業務の法令等への適合を確保するため、本年4月に設置した法令遵守委員会^{〈注4〉}での審議等を通じて、コンプライアンス推進および法令遵守の取組みのPDCAサイクルを着実に回していくこととしております。

〈注4〉 社長を委員長、役員および各組織の長、監査役を委員とする委員会。

当社といたしましては、一般送配電事業者として公平・中立性確保を最重要視し、今後も、より一層のコンプライアンスの徹底に向けた不断の取組みを図ってまいります。

以 上